

# 消防団協力事業所表示制度

あなたの会社も消防団を応援しよう！

## □ 消防団協力事業所とは？

会社や事業所が消防団の活動に協力することで、地域に貢献し、地域防災を充実させていく制度です。消防団活動に協力することが認められることで、事業所のイメージアップとともに入札や税の優遇といったメリットを得られます。

浜松市では129の事業所(令和5年12月1日現在)に登録いただいています。



## 認定されるメリットは？

- ① 浜松市の入札の際に優遇措置があります！
- ② 静岡県事業税の優遇措置が受けられます！（最大100万円）

\*詳細は裏面

## 認定をもらうには？

下記の認定の要件を満たした上で、必要書類を浜松市消防局消防総務課までご提出ください。受付は、随時行っております。

### 認定の要件

以下の要件のいずれかを満たす、法人又は個人

1. 従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2. 使用人等が消防団員として活動を行う際の処遇等について適切な配慮を行う規定が整備されている。
3. 災害時等に資機材等を無償で消防団に提供するなど協力をしている。

等

### 必要書類

1. 申請書（様式第1号）
2. 商業法人登記簿
3. 会社案内・パンフレット
4. 上記項目の協力内容が具体的にわかる書類

等

### その他

- 認定に手数料はかかりません。
- 申請から認証までおおよそ1～2週間かかります。

# 消防団協力事業所表示制度 優遇措置の内容について

## 浜松市の入札における優遇措置

「令和3年度の調達方針について」及び  
「社会貢献活動等認証事業者からの物品等優先調達について」より抜粋

- ① 一部建設工事の入札に際して、評価に加点されます。
- ② 物品購入や業務委託の一部について、優先的な選定に対する配慮がされます。

### 加点となる入札工事

建設工事のうち、下記の両方を満たすもの  
1. 総合評価落札方式であること  
2. 特別簡易Ⅰ型またはⅡ型であること（原則1億円未満の工事）  
加点の方法  
上記入札評価において、0、3点を加点するもの。  
（比較：ISO9001及びISO14001又はエコアクション21を取得で0、5点）

### 優先調達の内容

物品購入の場合： 予定価格30万円以下の一部かつ、浜松市調達課が業者選定する契約案件において認証事業者が登録している業種の中で発注件数が多い業種を対象に優先的に選定するもの。  
業務委託の場合： 公募型プロポーザル方式をとる契約案件において、加点となる評価項目を設定するもの。加点数は案件ごとに設定する。

⇒詳しくは、浜松市公式ホームページ>産業・ビジネス>発注情報（入札・契約）から「令和3年度の調達方針について」・「社会貢献活動等認証事業者からの物品等優先調達について」をご覧ください。

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sangyo/hatchu/index.html>)

## さらに、県の制度\*を利用することで控除が受けられます

\*「消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例」

## 静岡県事業税の優遇措置

「静岡県危機管理部 消防保安課HP」より抜粋

消防団員が勤務しているなどの要件を満たした法人及び個人に対して、**法人事業税・個人事業税の優遇措置が受けられます。**

**\*控除限度額は100万円**

### 対象となる個人・法人

以下の要件を満たす、知事の認定を受けた法人(\*1)又は個人  
1. 県内に事業所があり、事業所等のすべてが協力事業所の認定を受けている。  
2. 使用人等のうち、消防団員が1人以上いる。(\*2)  
3. 消防団活動について配慮した規程(就業規則等)を整備している。  
\*1 資本金又は出資金が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える地方税法に規定する特別法人  
\*2 出資金が1億円を超える特別法人にあっては3人以上

### 適用税目と期間

1. 法人事業税 平成24年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税
2. 個人事業税 平成24年から令和6年の所得に対して課税する平成25年から令和7年度の事業税

### 申請の時期

1. 基準日 ア) 法人…各事業年度の終了日 イ) 個人…12月31日
2. 申請時期 ア) 法人…基準日以降、事業税の申告期限の30日前までに申請\*  
イ) 個人…基準日以降、議場税の申告期限までに申請\*  
\*毎年度の申請が必要

### 控除の内容

事業税額の1/2に相当する額を控除（100万円を限度）  
\*ただし、平成28年3月31日以前に開始した事業年度にかかる法人の事業税と平成27年までの所得に対して課税される個人の事業税の控除限度額は10万円となります。

⇒詳しくは、静岡県公式ホームページ>組織別情報>危機管理部>消防保安課ホームページから「消防団活動に 協力する事業所等に対する事業税の軽減措置について」をご覧ください。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/index.html>)

お問い合わせ先

浜松市消防局消防総務課

〒430-0905 浜松市中央区下池川町19-1

TEL 053-475-7524 FAX 050-3537-8955

E-mail hfdsum@city.hamamatsu.shizuoka.jp

